

2020年商事法務 ハイライト

— 本年の主なトピックと当会・本誌の取組み —

編集部

一 はじめに

編集長 A 二〇二〇年も締めくく
りの時期となった。編集部による座
談会の体裁で、毎年年末号にお届け
する「商事法務ハイライト」では、
一年間の本誌トピック、当会会員解
説会・本誌掲載記事の内容、その他
の当会・本誌の取組みをご紹介し
ている。読者の皆様におかれては、本
稿を本年の動向把握にご活用いた
くとともに、本年の当会・本誌の取
組みをご確認いただき、来年も引き
続きご支援賜れば幸いである。

個別の解説会・掲載記事の内容以
外で本年当会・本誌が新規に実施し
た主な取組みは図表1のとおりであ
る。読者の皆様へのサービス内容の
変更にご直接かかわるものが主だが、
「読者アンケートの実施、読者ヒア
リングの開始」は、それと異なる取
組みなので最初に紹介したい。二で
紹介するように、四月～六月、当会
と株式会社商事法務は共同で、臨時
のポータルサイト「Zaitaku Show
ROOM」を開設・運営したが、編集
部は、七月に同サイトをご利用いた
だいた読者の方々に年齢層や職業等
の属性・ご自身の関連業務分野等を
伺うウェブアンケートを実施し数百
件の回答を得た。また八月から、同
アンケートにご回答いただいたうち
の数十人の方々に對して、より詳細

に業務内容等をお伺いする読者ヒア
リングを行った。ご対応いただいた
皆様にはこの場を借りて心より感謝
申し上げる。

当会・本誌は、「法令改正等の動
向」と「企業実務の実態」に関して、
会員・読者の皆様が真に必要とする
情報提供を行うことを目指してい
る。今後もヒアリングを中心に、皆
様のニーズの把握とその誌面への反
映の取組みを継続していく予定であ
る。

本稿では、編集部員のBさん・C
さんに本年の振り返りを行ってもら
うが、図表1の各取組みについても、
関連性の高い箇所で紹介してもらい
たい。なお、以下で言及する「○号」
という表記はいずれも本誌のもので
ある。

編集部員 B・C 承知しました。

二 上半期の概要

A 本年は、二二三六号・二二三
七号で、本稿の上半期版である「上
半期ハイライト」の掲載を行った
が、これは来年以降も継続する予定
である。コーポレートガバナンスへ
の関心の高まりに伴い、本誌が扱う
テーマが広がった一方、全体像の把
握は難しくなった。そこで、上半期
時点でも振り返りの機会を設け、皆
様の下半期への備えとしていただくこ
とを試みた。本年上半期のトピック

目次

一	はじめに
二	上半期の概要
三	下半期の概要
四	会社法・商業登記法関連
五	令和元年会社法改正等
六	株主総会関連
七	法令改正等
八	本年総会の特徴
九	二〇二〇年版総会白書ア ンケート
一〇	二〇二二年総会実務対応 コーポレートガバナンス関連
一一	両コードの再改訂と東証 新市場区分
一二	経産省の各ガイドライン その他の動向
一三	コーポレートガバナンス に関する企業実態
一四	その他の法令改正等
一五	短文解説記事の充実
一六	司法判断・裁判関連
一七	個別企業関連
一八	学界関連
一九	おわりに

や当会・本誌の取組みの詳細はそち
らに譲るが、ここでも概要を紹介し
てもらいたい。

B 本年上半期は、新型コロナウイルス
イルス感染症（以下「新型コロナ」
という）の感染拡大第一波が世界に
も日本社会にも大きな影響を与えま
した。企業実務とのかかわりでは、
感染拡大期と、三月決算会社の決

2020年商事法務ハイライト

【図表1】 2020年の当会・本誌の主な新規取組み

当会の取組み

- ・Zaitaku SHOJHOMUの開設：二参照
- ・会員解説会のウェブ化：二参照
- ・商事法務データベースの更新時期の前倒し：二参照

本誌の取組み

- ・読者アンケートの実施、読者ヒアリングの開始：一参照
- ・「上半期ハイライト」の掲載：二参照
- ・会員・読者解説会の実施：五1参照
- ・株主総会白書アンケート実施方法の変更：五3参照
- ・「第2回取締役会事務局アンケート」の実施：六4参照
- ・短文での解説記事の充実：七2参照

【図表2】 2020年の会員解説会、会員・読者解説会テーマ一覧

会員解説会

- ・「民事法制をめぐる現状と課題」（1月8日開催）
- ・「会社法の一部を改正する法律」と「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」について（2月17日開催）
- ・「有価証券報告書の記述情報開示の充実に向けた解説会」（4月28日～5月19日配信。以下いずれの解説会もウェブ配信）
- ・「緊急事態宣言を受けての総会運営を考える」（4月20日～5月11日配信）
- ・「公益通報者保護法の一部を改正する法律について」（8月7日～9月4日配信）
- ・「個人情報保護の保護に関する法律等の一部を改正する法律について」（9月9日～10月23日配信）
- ・「令和元年改正独占禁止法の施行に伴う新制度について」（10月16日～2021年1月15日配信）
- ・「2020年定時株主総会の総括と2021年定時株主総会に向けての実務ポイント」（12月18日～2021年1月18日配信）
- ・「会社法施行規則等の一部を改正する省令」の解説（12月24日～2021年3月1日配信）

会員・読者解説会

- ・「新時代の株主総会プロセスの在り方研究会報告書」の解説（7月27日～9月25日配信）
- ・「事業再編実務指針」の解説（8月7日～10月9日配信）
- ・「社外取締役の在り方に関する実務指針」の解説（8月25日～10月27日配信）
- ・「持続的な企業価値の向上と人的資本に関する研究会 報告書～人材版伊藤レポート～」の解説（11月26日～2021年1月26日配信）

算・監査業務の時期が重なり、その業務遅延が懸念されました。四月、五月には、各官公庁・各団体が次々にQ&A、ガイドラインの公表や、法令改正等に対応策を講じました。

新型コロナウイルス関連以外では、(i)金融庁によるスチュワードシップ・コード（以下「SSコード」という）再改訂（三月二十四日）、(ii)二〇一九年一月に施行された企業内容等の開示に関する内閣府令のすべての改正項目の適用開始（本年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る有価証券報

告書等から）、(iii)東京証券取引所（以下「東証」という）による「上場子会社のガバナンスの向上等に関する上場制度の整備に係る有価証券上場規程等の一部改正について」の公表（二月五日）、(iv)東証による「新市場区分の概要等について」の公表（二月二日）、(v)経済産業省（以下「経産省」という）による「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」の公表（二月二六日）、(vi)改正公益通報者保護法等の通常国会（一月二〇日～六月一七日）での成立等が

挙げられます。

C これらの各トピックの詳細と、関連記事の内容は「上半期ハイライト上・下」「二二三六号五六頁・二二三七号五五頁をご確認ください。なお、上半期ハイライトでは、計五〇の掲載記事等を紹介しました。また、上半期ハイライトは当会ホームページの「入会・機関誌購読のご案内」よりもご覧いただけます。

第一波感染拡大期は、本誌としても、国内の感染状況と政府の対応が

時々刻々と変化し、校了から印刷・郵送までの期間に記事内容が陳腐化する事態と、在宅勤務の急速な普及により読者の皆様が本誌を手に取りにくくなる事態が懸念されました。

そこで四月より、会員の皆様にご提供している「商事法務データベース」を、最新号の刊行・到着とほぼ同時にデータベースでの閲覧が可能となるように、更新のタイミングを早めました。また、四月～六月の間、当会と株式会社商事法務は共同で、期間限定のポータルサイト「Zaitaku SHOJHOMU」を開設・運営し、新型コロナウイルス関係の掲載記事については、校了次第、一般公開するとともに、各号のPDFデータを刊行次第読者の皆様にご提供しました。さらに、四月からは、当会会員向けに開催する会員解説会のウェブ配信を実施しています（図表2参照）。上半期ハイライトではこれらの取組みについてもまとめています。

三 下半期の概要

A 下半期のトピックにはどのようなものがあったのだろうか。

B 記憶に新しいところでは、令和元年会社法改正に伴い、一月二七日に「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（法務省令第五二号）が公布されました。会社法改正法と同省令の施行は原則来年三月一日で

〔図表3〕 本誌定期欄の紹介

- 毎月5日号掲載**
- 実務問答会社法
法律実務家が具体的な事例に基づき会社法実務上の重要論点を検討。後藤元東京大学教授監修。
- 毎月15日号掲載**
- 商事法判例研究
京都大学商法研究会の判例研究の成果を公表。前田雅弘、洲崎博史、北村雅史京都大学教授監修。
 - 実務問答金商法
法律実務家が具体的な事例に基づき金商法実務上の重要論点を検討。飯田秀総東京大学准教授監修。
- 毎月25日号掲載**
- 米国会社・証取法判例研究
神戸大学商事法研究会の研究成果を公表。
 - 新商事判例便覧
法律実務家が、毎回4本の判例について判決要旨と実務上の意義をコンパクトに紹介。
- 適宜掲載**
- 商事法務トピック
時々の国内トピックを解説。
 - 海外情報
時々の海外トピックを解説。
- 毎号掲載**
- ニュース
編集部が、毎号刊行直前の立案動向等のトピックを紹介。
 - スクランブル
時々のトピックを論評。

すので、来年の六月総会にも大きな影響があります。

また、株主総会関連では、一二月一日に成長戦略会議が取りまとめた「実行計画」で、バーチャルオンライン型株主総会関連法案の国会提出が公表されています。

さらに、コーポレートガバナンス関連では、一〇月二〇日より、スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議（以下「フォローアップ会議」という）が再開し、来年春季のコーポレートガバナンス・コード（以下「CGコード」という）再

改訂のための議論を進めています。また、CGコード再改訂と並行して、東証の新市場区分移行に向けた制度整備も進行しています。さらに、経産省は七月、CGコードを実践するための実務指針として新たに、事業再編指針および社外取締役ガイドラインを公表しました。また、同省は九月に人材版伊藤レポートも公表しています。

一二月二五日に予定される令和元年改正独占禁止法の施行に向けて、各種制度整備が進むなど、前記以外にもさまざまな法令改正等がありました。法令改正等以外では、いくつ

〔図表4〕 本誌ニュース欄掲載内容の紹介

- 毎号掲載**
- ニュース
各号直近の本誌関連トピックを整理して紹介。
 - 今後の掲載予定
次号以降の掲載予定論稿や掲載予定テーマを紹介。
 - あとがき
編集部が本号の注目論稿等を紹介。
- 毎月5日号掲載**
- 月間日誌
前月の本誌関連トピックを幅広く振り返り。
 - 定時株主総会の概況
最新の定時株主総会の概況を紹介。
- 毎月15日号掲載**
- 内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）登録事業者同制度の前月登録事業者等を公表。
- 適宜掲載**
- ショートリサーチ
直近ニュースの関連情報や前提知識を整理・解説。
 - 裁判情報
注目される裁判例等の概要を速報的に紹介。
 - ご案内
当会・本誌からの案内事項を掲載。

かの司法判断等や個別の企業事案にも注目が集まりました。

A 下半期も本誌では定期欄（図表3参照）を掲載するとともに、各トピックに即した記事を掲載した。四以降で、Bさんには下半期の各トピックを具体的に、Cさんには関連する当会・本誌の取組みを紹介してもらいたい。紹介に当たっては、上半期ハイライトで紹介していない取組みには、通し番号を付すことにしよう。また、本誌では、毎号末尾に「ニュース」欄を設けて、各号刊行までの動向をまとめている（図表4参照）。紹介しきれない内容は、ニュー

ス欄へのレファレンスをしよう。

B・C 承知しました。

A 一点補足すると、本稿の主な目的は本年の振り返りである。来年以降の展望については、次号二二五一号（二〇二一年新年号）で各官公庁・各団体が執筆する「商事法務展望」を参照していただきたい。編集部も商事法務展望、株主総会白書、商事法務ハイライトの各掲載号（それぞれ例年一月五・一五日号、一二月五日号、一二月二五日号）は参照することが多い。読者の皆様にもお手元に置いていただければありがたい。

2020年商事法務ハイライト

〔図表5〕 年間日誌——主な法令改正等
(12月17日現在)

1月	
15日	法制審議会総会の第185回会議が開催される(自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部改正に関する諮問)
20日	第201回国会(常会)が召集される
2月	
5日	東証、「上場子会社のガバナンスの向上等に関する上場制度の整備に係る有価証券上場規程等の一部改正について」を公表(7日施行) 東証、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」記載要領および「独立役員に係る実務上の留意事項」の改訂を公表
7日	全株懇、「民法改正に伴う事務取扱指針の改正について」を公表
12日	商業登記規則の一部を改正する省令(法務省令第1号)が公布される(3月9日施行)
17日	第43回金融審議会総会・第31回金融分科会合同会合が開催される(2223号ニュース参照)
21日	東証、「新市場区分の概要等について」および「TOPIX(東証株価指数)等の見直しに関する今後の対応方針について」を公表 法制審議会総会の第186回会議が開催される(2224号ニュース参照)
26日	経産省、「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」を公表
28日	法務省、「定時株主総会の開催について」を公表
3月	
2日	経産省、カーブスホールディングスの産業競争力強化法に基づく事業再編計画の認定を公表(2225号ニュース参照)
6日	企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(内閣府令第10号)が公布される
13日	新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律(法律第4号)が公布される 消費者庁、「海外の公益通報者保護制度の調査業務報告書」を公表 米SEC、バーチャル方式での株主総会を認める指針を発表
19日	企業会計審議会監査部会の第47回会議が開催される(「その他の記載内容」等に関する監査基準等の改訂について)
24日	金融庁、スチュワードシップ・コード(再改訂版)の確定を公表
27日	金融庁、「株式新規上場(IPO)に係る監査事務所の選任等に関する連絡協議会」報告書を公表(2227号ニュース参照)
31日	所得税法等の一部を改正する法律(法律第8号)が公布される(2228号ニュース参照) 会社計算規則の一部改正省令(法務省令第27号)が公布される 企業会計基準委、収益認識に関する会計基準の改正等を公表
4月	
2日	経産省・法務省、「株主総会運営に係るQ&A」を公表(28日最終更新)

四 会社法・商業登記法関連

1 令和元年会社法改正等

A 会社法・商業登記法関連の下半期の動向はどうだっただろうか。
B 昨年一二月に、令和元年会社法改正法が成立・公布されました。本改正の改正項目は、株主総会資料の電子提供制度、株主提案権、取締役の報酬等、補償契約・D&O保険、業務執行の社外取締役への委託、社外取締役の設置義務づけ、委債の管理、株式交付等と多岐にわたりますが、電子提供制度の創設等の

一部を除き、施行日は来年三月一日です。
一月二十七日には、九月一日(三〇日)のパブリックコメントを経て、会社法施行規則等の一部を改正する省令(令和二年法務省令第五二号)が公布され、改正内容が具体化されました。公布に当たっては、「会社法の改正に伴う法務省関係政令及び会社法施行規則等の改正に関する意見募集の結果について」が公表され、寄せられた三三通の意見とそれに対する法務省の考え方が整理されています。
同省令は、指名委員会等設置会社ではない上場会社等に決定が義務づ

けられた「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」の内容と事業報告での開示内容、株式報酬議案・ストックオプション報酬議案の決議事項の内容、会社補償とD&O保険に関して求められる事業報告での開示内容・役員選任議案の株主総会参考書類への記載内容等を明らかにしました。また、事業報告において、公開会社の役員報酬の詳細、親会社等との間の重要な財務および事業の方針に関する契約等の概要、社外取締役が期待される役割に関して行った職務の概要などの開示を新たに求めるとともに、役員選任議案に関する株主総会

参考書類での記載内容拡充なども新たに求めています。同省令の施行日も、電子提供制度の創設等の一部を除いて、来年三月一日です。
また、令和元年会社法改正等に伴い、金融庁は一月六日、金融庁関係政府令等について所要の規定の整備を行う改正案について、意見募集を開始しました(二二四七号ニュース参照)。
C 本誌では、まず上半期に、令和元年会社法改正をさまざまな角度で取り上げています。立案担当者解説である、竹林俊憲ほか「連載」令和元改正会社法の解説①(「完」)二二二二号四頁〜二二二九号四頁、

2020年商事法務ハイライト

同改正への実務対応として検討すべき論点に関して、企業実務家による五〇問ほどの問いかけに法制審議会部会長と立案担当者が答える、神田秀樹「竹林俊憲」古本省三「井上卓」石井裕介「座談会」令和元年改正会社法の考え方」二二二〇号六頁、同改正の各改正項目の理論的意義等を研究者が検討する「連載」令和元年会社法改正の意義(1)「8・完」二二三〇号三五頁「二二三六号四頁(上半期ハイライト上)」二二三六号六二頁で各論稿の概要を掲載)、同改正の実務対応を法律実務家が詳細に解説する、「連載」令和元年改正会社法の実務対応(1)「8・完」二二三〇号四六頁「二二三七号三二頁をそれぞれ掲載しました。

また、会社法施行規則等の改正については、立案担当者による解説である、①渡辺論ほか「会社法施行規則等の一部を改正する省令の概要——令和二年法務省令第五二号」二二四九号四頁と②同「連載」会社法施行規則等の一部を改正する省令の解説——令和二年法務省令第五二号」本号四頁を掲載しています。また、二二四九号の別冊付録として、同規則等の新旧対照条文をハンディーな形で提供しています。さらに、令和元年会社法改正を踏まえた金商法の実務上の解釈・運用について実務家が諸論点を検討する、③谷口達哉ほか「連載」令和元

年改正会社法に関する金商法上の諸論点」二二四五号一七頁を掲載しています。

そして、来年も改正会社法施行規則等を前提とした実務対応に関する記事掲載を予定しています。

2 その他

B そのほかに、会社法・商業登記法関係の動向としては、七月一六日に、「商業登記所における法人の実質的支配者情報の把握促進に関する研究会」の議論の取りまとめが公表されました。これは、商業登記所の登記官が、株式会社等の法人が作成したその実質的支配者を記載したリストについて、所定の添付書面により内容を確認した上で、その写しを当該法人に交付する制度を創設することなどを提言するものです。

また、八月一二日に、会社計算規則の一部を改正する省令(令和二年法務省令第四五号)が公布・施行されました。これは、企業会計基準委員会(ASBJ)が三月三十一日、改正企業会計基準第二九号「収益認識に関する会計基準」および企業会計基準第三一〇号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」等を公表したことを受けて、会社計算規則の改正をするものです。

さらに、一月二四日、「商業登記規則等の一部を改正する省令案」に関する意見募集が開始されました。

これは、令和元年会社法改正等に伴い、印鑑提出を義務づけていた商業登記法二〇条が削除されること等に伴い、商業登記規則、会社法施行規則等についても、規定の整備をするものです。

C 本誌では、担当者解説である、④竹下慶「南野雅司」商業登記所における法人の実質的支配者情報の把握促進に関する研究会」議論の取りまとめの解説」二二四二号一三頁、⑤蘭牟田泰隆ほか「会社計算規則の一部を改正する省令の解説——令和二年法務省令第四五号」二二四二号四頁を掲載しています。

五 株主総会関連

1 法令改正等

A 次に、株主総会関係の下半期の動向はどうだろうか。

B まず、四で紹介した会社法施行規則等改正の内容として、事業報告での開示事項や株主総会参考書類の記載事項の追加がなされていることからわかるとおり、令和元年会社法改正には、株主総会実務に直接かわる改正項目が多くあります。また、令和元年会社法改正、会社法施行規則等改正は、原則として来年三月一日が施行日であり、経過措置を踏まえても、いくつかの改正項目については来年三月総会から対応が

必要であり、六月総会からはより多くの改正項目で対応が必要となります。

また、二月四日には、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令案」が公表され、意見募集を行っています。同改正の一部内容は、五月一五日に公布・施行された会社法施行規則等の時限的改正(法務省令第三七号)で実現した、事業報告に表示すべき事項の一部ならびに貸借対照表および損益計算書に表示すべき事項をいわゆるウェブ開示によるみなし提供制度の対象とする措置を来年九月三〇日までを期限にあらためて設けるものです。

さらに、ハイブリッド型バーチャル株主総会については、二で紹介したとおり、二月二六日に「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」が公表されましたが、経産省は七月二日、「新時代の株主総会プロセスの在り方研究会」報告書を公表しました。同研究会は、同実施ガイドの審議も行った研究会ですが、報告書は、意思決定機関としての株主総会と、会議体としての株主総会という株主総会の二つの側面に関して、理論的側面も含めて論点整理を行うものです。

そして、新型コロナウイルスの感染拡大は、現在、日本法上は開催できないと解されているバーチャルオンライン型株主総会への関心も高めていま

2020年商事法務ハイライト

3日	令和元年資金決済法等改正に係る政令・内閣府令が公布される(2231号ニュース参照)
7日	政府対策本部、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を発売
13日	法務省、「商業・法人登記事務に関するQ&A」を公表(5月28日最終更新)
15日	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査及び株主総会の対応について」を公表
17日	企業内容等開示府令等の一部改正府令(内閣府令第37号)が公布される(新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を踏まえ、有報提出期限を一律9月末まで延長)
28日	金融庁・経産省・法務省、「継続会(会社法317条)について」を公表 経団連、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた定時株主総会の臨時的な招集通知モデルを公表
30日	法務省、「定時株主総会の開催について」を更新 令和元年外為法改正に伴う対内直接投資等に関する政令(政令第154号)等改正が公布される(5月8日施行。2231号ニュース参照)
5月	
11日	ISS、「新型コロナウイルス感染症の世界的流行を踏まえたISS日本向け議決権行使基準の対応」を公表
15日	会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令(法務省令第37号)が公布・施行される(総会資料のウェブ開示事項の時限的拡大)
18日	規制改革推進会議、経済団体からの「コロナ感染症対応としての規制・制度の見直し要望」への対応についての各府省の回答を取りまとめ
21日	金融庁、「新型コロナウイルス感染症の影響に関する企業情報の開示について」を公表
22日	経産省、「株主の皆様へのご願い—定時株主総会における感染拡大防止策について」を公表
27日	「地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律(法律第32号)が公布される
29日	金融庁、「新型コロナウイルス感染症の影響に関する記述情報の開示Q&A—投資家が期待する好開示のポイント」を公表 「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律(法律第33号)が公布される 法務省、取締役会議事録に出席取締役・監査役が施すべき署名・記名押印に代わる電子署名について各経済団体に通知
6月	
3日	「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律(法律第38号)が公布される
12日	「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律(法律第50号)、「公益通報者保護法の一部を改正する法律(法律第51号)が公布される

す。これを受けて、成長戦略会議(議長・加藤勝信内閣官房長官)は一月一日に取りまとめた「実行計画」の中で、バーチャルオンリー型株主総会の開催を可能とする関連法案の来年通常国会への提出を明言しました。

C 来年総会実務に関係する改正会社法関係の掲載内容については、**四1**のとおりです。

ウェブ開示によるみなし提供制度の対象拡大措置に関しては、五月一日公布・施行の時限的改正の解説として、上半期に、塚本英巨「ウェブ開示の対象を拡大する特例措置に係る法務省令改正の概要」(二二三一

号三五頁)を掲載していますのでご参照ください。

さらに、「新時代の株主総会プロセスの在り方研究会」報告書については、担当者による解説である、**⑥**松本加代「中野正太」新時代の株主総会プロセスの在り方研究会報告書」の概要(二二三七号四頁)を掲載しています。

⑥は、本誌が本年新たに始めた取り組みである**会員・読者解説会**を行った最初の論稿です。会員・読者解説会は、本誌掲載論稿の内容について、三〇分程度の短時間の動画での解説も合わせてご提供する取組みで、掲載論稿のタイトル部分にある

QRコードより動画配信ページにアクセスできます。本誌読者の皆様は無料でご覧いただけます。会員・読者解説会の一覧は**図表2**をご覧ください。

2 本年総会の特徴

A 本誌の使命は、法令改正等の正確な情報を迅速に提供するだけではなく、企業の実態に関して、広い意味での調査研究結果を公表する点にもある。株主総会に關しても、例年**株主総会白書アンケート**を実施するとともに、各年総会の振り返りにかかわる論稿を掲載している。それら

はどのような特徴があっただろうか。

C まず、本年六月総会に關して、新型コロナウイルスの影響が懸念されていたことは、二で紹介したとおりですが、実際大きな影響があったことが、当会が実施した二〇二〇年版株主総会白書アンケートでも明らかになりました。**⑦**編集部「二〇二〇年版株主総会白書アンケート速報版集計結果の概要」(二二四八号四頁)によれば、たとえば、出席株主用の座席数を五〇席以内に限定した会社割合が昨年より約三〇%上昇し、お土産を出していない会社の割合が昨年より約四五%上昇し、ハイブリッド

2020年商事法務ハイライト

型バーチャル総会の実施検討会社が昨年より約二〇％上昇し、ハイブリッド型バーチャル総会（出席型と参加型の合計）を本年すでに実施した会社が少なくとも数十社存在するようです（なお、本号ニュース参照）。

さらに本誌では国内外の本年総会の解説として、⑧濱口耕輔「山本ゆり「バーチャル株主総会実務の課題と展望」二二四一号一六頁、⑨赤坂美樹「飯澤哲志」二〇二〇年六月総会後の社外役員を選任状況と今後の展望」二二四三号三一頁、⑩磯野真宇「二〇二〇年総会における報酬議案の現状」二二四四号二六頁、⑪水嶋創「本年六月総会における株主提案の動向と来年以降の展望」二二四五号四〇頁、⑫茂木美樹「谷野耕司「敵対的買収防衛策の導入状況」とも言う株主の動向」二二四六号二七頁、⑬依馬直義「機関投資家による議決権行使の状況」二二四七号三三頁、⑭依馬直義「米国の二〇二〇年株主総会シーズンと今後の展望」二二四八号五二頁を掲載しています。国内における本年総会では、会社提案への賛成率が上昇し、株主提案への賛成率が下降したこと、敵対的買収防衛策の保有会社がさらに減少したことなどが示されています。

そして、本年は議決権集計における不適対応等が社会的にも注目を集めました（⑮「スクランブル」い

わゆる議決権「不正集計」問題を「禍転じて福となす」ために」二二四三号一〇六頁参照）。

3 二〇二〇年版総会白書アンケート

A 本誌の株主総会に関する実態調査の要は、株主総会白書アンケートとその調査結果を刊行する『株主総会白書』である。当会では同アンケートと同白書の刊行を一九七一年以来毎年実施しており、本年はその五〇回目の節目の年であったが、新型コロナウイルスの影響により内容面でも実施方法でも新規の取組みを多く行った。どのようなものだっただろうか。

C 新型コロナウイルス感染拡大第一波が六月総会実務と株主総会担当者の皆様の執務体制（在宅勤務等）に大きな影響を与えることは事前に予想されました。そこで本年は、それに沿った調査内容・実施方法とすることを重視し、まず、新型コロナウイルス関係の設問・選択肢を多く設けました。また、六月総会で実際に実施された実務を踏まえた上で設問内容を検討する必要性から、調査開始を例年の七月から一〇月に後ろ倒し、在宅勤務等の進展に対応するため、質問票と回答用紙は当会ホームページから閲覧・ダウンロードしてご利用いただくなどアンケート実施方法のウェルビ化を進めました。

これらに伴い、『株主総会白書』の刊行が来年三月となってしまうため、一二月時点で来年総会実務の検討に関心が高いと考えられる八週間についての速報版集計結果を、⑦として掲載しました。また、この速報版を来年総会実務対応に活用いただくために、⑯中川雅博「二〇二〇年版株主総会白書アンケート速報版から考える」二二四九号二〇頁を掲載しました。

各種変更にもかかわらず、回答率は昨年比数％の減少で抑えられ、また紙の回答用紙を用いた回答件数が大きく減少したため、回答期間を想定より長く確保できました。

A 来年の株主総会白書アンケートは例年どおり七月より調査開始する予定である。また、実施方法については、今年の方法を基調に、よりご担当者の皆様にご負担の少ない形での実施を試みる予定である。ご担当者の皆様には、来年もご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

4 二〇二一年総会実務対応

A 年末年始にかけて、来年六月総会の準備をスタートする会社、本格化する会社もあると思う。二〇二一年総会実務対応のための当会・本誌の取組みを紹介してもらいたい。

C まず、一でご紹介した読者ヒアリングの中で、各社の総会実務対

応のスタート時期が年々早まってくることをあらためて実感しました。そこで、年内に、⑰菊地伸「中川雅博」(会員解説会)二〇二〇年定時株主総会の総括と二〇二一年定時株主総会に向けての実務ポイント」の配信に加えて、そのサマリーとして⑱菊地伸「二〇二一年定時株主総会に向けた課題と運営準備のポイント」本号一六頁を掲載しました。

また、本誌では例年秋に、六月総会を中心にその年の株主総会の動向を振り返る連載記事を掲載しています。本誌では、同連載と『株主総会白書』で毎年の株主総会に関するトピックスとそこから得られる翌年実務への示唆をお示ししています。本年の株主総会白書アンケートの調査結果に関しては、⑦と⑯をご参照ください。

本年は「連載」二〇二〇年総会の動向と新時代の展望」を掲載し、すでにご紹介した⑧⑬はこの連載の一部です。同連載では、会社法の観点から六月総会を振り返る、⑲渡辺邦広「本年六月総会を振り返る——有事下の総会対応」二二四〇号一八頁、本年総会における新型コロナウイルス対応の経験を活かしながら付加価値の提供という観点で総会実務を目的合理的に再検討する、⑳倉橋雄作「新しい株主総会実務のあり方——株主総会の多様化と目的合理的な実務対応による価値の提供」二二四二号一

2020年商事法務ハイライト

17日	第201回通常国会が閉会する
24日	証券監視委、「金融商品取引法における課徴金事例集～不公正取引編～」を公表
25日	公取委、「独占禁止法改正法の施行に伴い整備する公正取引委員会規則等について(判別手続関係等)」を公表(2235号ニュース参照) 東証、上場会社の情報取扱責任者に対し「新型コロナウイルス感染症に関連する情報の『公正な開示』に係る要請」を通知
29日	公取委、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令(案)」等に対する意見募集を開始(2235号ニュース参照)
7月	
1日	金融庁、「四半期報告書における新型コロナウイルス感染症の影響に関する企業情報の開示について」を公表
2日	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応(骨子)」を公表
3日	東京証券取引所等、2019年度の全国四証券取引所上場会社の株式分布状況調査結果を公表
14日	公認会計士・監査審査会、「監査事務所等モニタリング基本計画」、「モニタリングレポート」、「監査事務所検査結果事例集」を公表
16日	法務省、商業登記所における法人の実質的支配者情報の把握促進に関する研究会の議論の取りまとめを公表
17日	「成長戦略実行計画」、「成長戦略フォローアップ」等が閣議決定(2238号ニュース参照) 総務省・法務省・経産省、「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&A」を公表
22日	公取委、「令和元年度における主要な企業結合事例」を公表 経産省、「新時代の株主総会プロセスの在り方研究会報告書」を公表
27日	日本取引所グループ、総合取引所を開設
31日	経産省、「事業再編実務指針～事業ポートフォリオと組織の変革に向けて～」、「社外取締役の在り方に関する実務指針」を策定
8月	
4日	証券監視委、「令和2事務年度 証券モニタリング基本方針」を公表
5日	金融庁、「金融審議会市場ワーキング・グループ報告書——顧客本位の業務運営の進展に向けて」を公表(2239号ニュース参照)
7日	証券監視委、「開示検査事例集」を公表
12日	会社計算規則の一部を改正する省令(法務省令第45号)が公布される
24日	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令(法務省令第46号)が公布される(29日施行)
28日	公取委、独禁法改正法の施行に伴い整備する関係政令等を公表(2240号ニュース参照) 経産省、「サステナブルな企業価値創造に向けた対話の実質化検討会中間取りまとめ」を公表

六頁も掲載しました。
そのほか総会実務については、②伊藤広樹ほか「株主の招集による上場会社の株主総会の実務対応」二二三九号三〇頁、②太田洋二松永徳宏「定款で総会等基準日を定める慣行の『功罪』と今後の実務展望」二二四四五号七頁を掲載しています。いずれも来年総会実務の参考としていただければ幸いです。

さらに、本誌では、例年一月～三月に、各年六月総会に向けた実務対応(各書面の作り方、当日運営、総会後実務等)に関する連載記事を掲載しています。来年も同時期に掲載予定ですが、六月総会に向けて詳細を

検討していく段階では、こちらもご参照いただければ幸いです。

六 コーポレートガバナンス関連

1 両コードの再改訂と東証新市場区分

A コーポレートガバナンス関連の下半期の動向を紹介してもらいたい。

B CGコードとSSコードは、おおむね三年ごとの改訂が予定されているため、本年三月二四日には、SSコードの再改訂が公表され、他方、CGコードの再改訂は来

年春頃に予定されています。CGコードとSSコードの改訂議論は、金融庁が事務局を努めるフォローアップ会議が主導しますが、CGコード再改訂に向けて、一〇月二〇日にフォローアップ会議での議論が再開しました。

フォローアップ会議の事務局資料ではすでに、「今後の検討項目(案)」が示されており、これらに関する同会議での議論が再改訂の内容に反映されていくと想定されます。検討項目としては、取締役会の機能発揮(独立社外取締役の質・量の向上、取締役およびその候補のダイバーシティ等)、資本コストを意識した経営、監査の信頼性の確保、グループガバナンスのあり方、株主総会関係、中長期的な持続可能性、特にコロナ後の企業の変革に向けた諸課題、が掲げられています。

本稿執筆時点では、フォローアップ会議は、「取締役会の機能発揮」に

2020年商事法務ハイライト

井上俊剛ほか「スチュワードシップ・コードの再改訂の解説」二二二八号一四頁を掲載するとともに、再改訂の取りまとめを行った有識者検討会座長である著者が、国際動向も踏まえて再改訂の意義を紹介する、神作裕之「スチュワードシップ・コード再改訂版とガバナンスをめぐる昨今のグローバルな動向」本誌二二二二号五頁を掲載しています。

B CGコードの再改訂の議論
 は、東証の新市場区分の議論と密接に関連しています。二月二二日に、東証は「新市場区分の概要等について」を公表し、(i)市場区分を明確なコンセプトに基づいて再編すること、(ii)上場会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を支え、国内外の多様な投資者から高い支持を得られる魅力的な現物市場を提供し、豊かな社会の実現に貢献することを目的として、市場区分の見直しを行うこと、(iii)二〇二二年四月にプライム市場、スタンダード市場、グロース市場(いずれも仮称)の三市場区分への完全移行を行うこと、(iv)CGコード再改訂においてはプライム市場の上場企業に対してより高い水準が示されること等に言及しています。

その後、東証は新市場区分への移行に向けた制度整備として、一〇月二二日に「資本市場を通じた資金供給機能向上のための上場制度の見直

しに係る有価証券上場規程等の一部改正について(市場区分の再編に係る第一次制度改正事項)を公表し、新規上場会社について新市場区分に近い枠組みでの上場基準等を設けました。また、年内には、市場区分再編に係る第二次制度改正事項として、既存の上場会社の新市場区分への移行に係る手続や新市場区分における上場維持基準等を公表する予定であること、さらに、来年六月末日を基準日として上場各社が新市場区分の上場維持基準に適合しているか否かを確認し七月末を別途に結果を通知することが予定されています。

C 本誌では、二月二二日の公表について、東証自身による解説である青克美「東証の新市場区分の概要等の解説」二二二八号三三頁を上半期に掲載しています。

2 経産省の各ガイドライン

B CGコードに関連して、経産省はこれまでにCGコードを企業が実践するための実務指針として、「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針」(二〇一八年九月二八日改訂)と「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針(グループガイドライン)」(二〇一九年六月二八日)を公表しています。

本年はさらに「事業再編実務指針」(七月三十一日)および「社外取締役の

在り方に関する実務指針(社外取締役ガイドライン)(同日)が公表されました。前者は、日本企業の実例が多くない事業ポートフォリオの積極的再編に関して、経営陣、取締役会・社外取締役、投資家それぞれのベストプラクティスを整理するもの、後者は、社外取締役としての役割認識や心構え、具体的な行動のあり方および会社側のサポート体制についてのベストプラクティスを整理するものです。

C 本誌では両ガイドラインについての担当者解説である、②正田正彦ほか「『事業再編実務指針』事業ポートフォリオと組織の変革に向けて」の解説」二二三八号三〇頁、④正田正彦ほか「社外取締役の在り方に関する実務指針」の解説」二二三九号四頁を掲載するとともに、事業再編研究会メンバーを迎えた座談会である、⑤神田秀樹「坂本里和」田村俊夫「日戸興史」武井一浩「座談会」事業再編実務指針とポートフォリオマネジメント」二二三八号六頁を掲載しました。

B その後、経産省は、コーポレートガバナンスに関連して、八月二八日に、「サステナブルな企業価値創造に向けた対話の実質化検討会中間取りまとめ」(八月三十一日差換)を、九月三〇日に、「持続的な企業価値の向上と人的資本に関する研究会報告書「人材版伊藤レポート」」を

公表しています。

前者の内容は、二二四〇号ニュースを、後者の内容は、担当者解説である、⑥森本卓也「持続的な企業価値の向上と人的資本に関する研究会報告書「人材版伊藤レポート」」の解説」二二四七号四頁をご参照ください。

3 その他の動向

B そのほかには、まず九月一日に、東証が、「支配株主及び実質的な支配力を持つ株主を有する上場会社における少数株主保護の在り方等に関する中間整理」を公表しました。同公表は、一月より四回開催された「従属上場会社における少数株主保護の在り方等に関する研究会」における議論を取りまとめ、支配株主を有する上場会社において少数株主保護が適切に機能していないと考えられる事例が散見されることを踏まえ、現在の上場制度における少数株主保護の枠組みやその適用範囲について、今後の検討課題の整理を行ったものです。

また、一月六日には、金融庁が「記述情報の開示の好事例集二〇二〇」を公表しました。好事例集はルールへの形式的な対応にとどまらない開示の充実に向けた企業の取組みを促し、開示の充実を図ることを目的に、昨年三月にはじめて公表され、同年一二月に更新がされていま

2020年商事法務ハイライト

9月	
1日	法務省、会社法施行規則等の改正に関する意見募集を開始（令和元年会社法改正法の施行に伴う改正） 東証、「支配株主及び実質的な支配力を持つ株主を有する上場会社における少数株主保護の在り方等に関する中間整理」を公表
4日	総務省・法務省・経産省、「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化を行う電子契約サービスに関するQ&A（電子署名法第3条関係）」を公表（2241号ニュース参照）
7日	東証、「東証上場会社における独立社外取締役の選任状況及び指名委員会・報酬委員会の設置状況」を公表 東証、「『会計基準の選択に関する基本的な考え方』の開示内容の分析について《2020年3月期決算会社まで》」を公表
11日	第44回金融審議会総会・第32回金融分科会合同会合が開催される（2242号ニュース参照） 企業会計基準委、「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い（案）」等に関する意見照会を開始（2242号ニュース参照）
16日	日証協、「社債券等の募集等に係る需要情報及び販売先情報の提供に関する規則」の制定について意見募集
17日	法制審議会総会の第187回会議が開催される（2243号ニュース参照） 企業会計審議会監査部会の第48回会議が開催される（「その他の記載内容」等に関する監査基準等の改訂について）
30日	経産省、「『攻めの経営』を促す役員報酬——企業の持続的成長のためのインセンティブプラン導入の手引」を改訂（2243号ニュース参照） 経産省、「持続的な企業価値の向上と人的資本に関する研究会報告書～人材版伊藤レポート～」を公表 他者株買付命令等の改正の公布・施行、公開買付けに関するQ&Aの追加・変更
10月	
12日	金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」の第1回会議が開催される 日本公認会計士協会、「『監査上の主要な検討事項』の早期適用事例分析レポート」を公表（2244号ニュース参照）
13日	経団連、株主総会におけるオンラインのさらなる活用についての提言を公表
14日	ガバナンス・サミット2020が開催される
16日	全株懇、株主本人確認指針の改正について公表
19日	消費者庁、第1回公益通報者保護法に基づく指針等に関する検討会を開催
20日	「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」の第20回会議が開催される
21日	東証、資本市場を通じた資金供給機能向上のための上場制度の見直しに係る有価証券上場規程等の一部改正について公表
26日	第203回臨時国会が招集される
11月	
6日	金融庁、記述情報の開示の好事例集2020を公表

した。今回公表された好事例集二〇二〇はこれら公表済みの事例集の各項目を更新する形ではなく、新型コロナウイルス感染症とESGに関する好開示例を新たに追加する形で公表されています。また、公表に際しては、今後も好事例集は随時更新されること、必要に応じて金融庁が公表しているガイドライン「記述情報の開示に関する原則」（二〇一九年三月一九日）への反映もあり得るなどと言及されています。

C 本誌では、前者についての担当者解説である、②7「関本正樹」支配株主・支配的な株主を有する上場会社における少数株主保護——東証研究会「中間整理」の解説」二二四三二二頁を掲載しています。

4 コーポレートガバナンスに関する企業実態

A 五2でも述べたように、本誌の使命は、法令改正等の正確な情報を迅速に提供するだけではなく、企業の実態に関して、広い意味での調査研究結果を公表する点にもある。これらの結果は、各社の担当者の皆様にもぜひ積極的に自社の実務検討の際にご活用いただきたい。調査にはさまざまな手法があるが、本年は、第二回取締役会事務局アンケートを実施したほか、インタビューや

座談会を活用した記事を多く掲載した。

C まず、取締役会の実効性向上を日々の運営の側面から支えるものとして各社の取締役会事務局機能に注目し、その実態を調査する「取締役会事務局アンケート」は昨年に続き、本年春に第二回調査を行いました。新型コロナウイルス感染症拡大第一波の中での実施にもかかわらず、昨年の九三〇社に続いて、七七八社のご担当者の皆様からご回答をいただきました。下半期にはその集計結果を、②8「中村直人」倉橋雄作「第二回取締役会事務局アンケート集計結果の分析」Ⅰ～Ⅳ・完」二二三七号一四頁～

二二四〇号三〇頁で紹介しています。

インタビューを用いた記事としては、まず②9「連載」機関投資家に聞く」の掲載を四月より始めました。これは、機関投資家ごとの特色や議決権行使方針、エンゲージメント活動全般等に関する要点を一時間程度のインタビューを通して示すもので、メインストリームの投資家を対象とした連載第一期は上半期二二二七号四二頁～二二三六号五四頁に掲載しましたが、下半期はGPIFやCAMPERS等のアセットオーナーを対象とした第二期を二二三七号七四頁より掲載しています。

2020年商事法務ハイライト

また、同連載の派生記事として、
 ③0 天野優 〓 京川吉正 〓 山田香織 〓 澤口実 〔座談会〕 I R 責任者に聞く 〓 二二四一頁四頁・二二四二頁三六頁を掲載しました。これは、投資家との対話の企業側の重要な窓口である I R 責任者、その中でも先進的な取り組みを進める企業の責任者に I R セクション、対話、S S コード再改訂について伺い、より多くの企業関係者と機関投資家による対話の実態に関する理解を支援することを目的としたものです。

さらに、新型コロナウイルス禍で各企業の取締役会がどのような対応をとったか、今後何が取締役会に期待されているかを明らかにすることを目的に、大手企業三〇社を対象に一時間程度のインタビューを実施した結果を取りまとめた、③1 佃秀昭 〓 大串雄朗 〓 コロナ禍における取締役会のあり方 〓 に関する実態調査結果の紹介 〓 二二四九頁四八頁、本号三九頁を掲載しました。

その他の調査研究関係の記事としては、各社の報酬決定システムの充実と報酬体系の関係を分析した③2 久保克行ほか 〓 報酬ガバナンス・コーポレートガバナンスと経営者報酬 〓 経営者報酬サーベイ結果から 〓 二二三八頁五〇頁、各国企業の役員トレーニングの調査結果等をまとめた③3 内ヶ崎茂ほか 〓 欧米の役員トレーニングの現状と日本への示唆 〓

二二四七頁二三頁、日経五〇〇銘柄の経営者報酬関連の有報開示を分析した③4 内ヶ崎茂ほか 〓 二〇二〇年経営者報酬制度の設計・開示状況の傾向と分析 〓 二二四九頁三二頁を掲載しています。

また、当事者自身が自社の実務を紹介したものとして、③5 小野田貴 〓 東芝におけるガバナンス変革と株主・資本市場との対話 〓 二二三八頁七三頁、③6 北川哲雄 〓 増田典生 〓 内ヶ崎茂 〓 武井一浩 〔座談会〕 サステナビリティ委員会の先端実務と諸論点 〓 二二四八頁四三頁 〓 本号四六頁を掲載しました。

さらに、上半期には、宮島英昭 〓 齋藤卓爾 〔連載〕 アベノミクス下の企業統治改革 〓 二つのコードは何をもたらしただのか 〓 二二二四頁二頁 〓 二二二六頁三一頁、大杉謙一 〓 上場会社はどのように機関設計を選択しているのか 〓 二二二九頁一五頁、角田大憲 〓 社外取締役と機関投資家との対話 〓 エイザイにおける取組み 〓 二二二〇頁一二頁も掲載しています。

七 その他の法令改正等

1 その他の法令改正等の動向

A そのほかにも本年は、図表5 (年間日誌) のとおり、さまざまな法令改正等があった。読者の皆様には、その全体像と各内容については、同図表と図表内のレファレンス先のニュースをご参照いただきたいが、C さんにはこれらの動向に関連して掲載した各記事を紹介してもらいたい。

C 上半期においては、三月六日に公布・施行された I F R S 任意適用企業の拡大促進を目的とした開示府令改正、二月二二日に公布され、三月九日に施行された商業登記電子証明書の普及促進を目指すための商業登記規則の一部を改正する省令、五月二七日に公布された地銀とバス特例法について、立案担当者解説を掲載しています(二二二八頁三〇頁、二二三一頁四六頁、二二三三頁四二頁)。

五月八日に施行された令和元年改正外為法(令和元年法律六〇号)については、経産省における外為法に基づく対内直接投資等に係る審査等の考え方を担当者が解説する、③7 大川信太郎 〓 経済産業省における外国為替及び外国貿易法に基づく対内直接投資審査等の考え方 〓 二二四七頁一四頁を掲載しました。

六月一二日に公布され、フィンテックの発展を背景にして、金融サービス仲介業の創設等を行った「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第五〇号)

については、立案担当者解説である、③8 岡田大 〓 荒井伴介 〓 金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律の概要 〓 二二四六頁四頁を掲載しています。

六月一二日に公布され、事業者に対して公益通報に適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置をとることを義務づけるなどした「公益通報者保護法の一部を改正する法律」(法律第五二号)については、立案担当者解説である、③9 小田典靖 〓 佐藤元紀 〓 公益通報者保護法改正の概要 〓 二二三八頁四四頁を掲載しています。

七月二二日に公表された公正取引委員会の企業結合事例集については、担当者解説である④0 鈴木健太 〓 竹内勇起 〓 令和元年度における企業結合関係届出の状況および主要な企業結合事例 〓 二二四二頁二五頁を掲載しています。

九月三〇日には、「発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(内閣府令第六四号)」が公布・施行され、同日、金融庁において「株券等の公開買付けに関する Q & A 追加・変更がなされました。前者は、公開買付け届出書および公開買付開始公告等における記載項目の簡素化等の改正を行うもの、後者

2020年商事法務ハイライト

	金融庁、令和元年会社法等改正に伴う金融庁関係政府令等の改正案で意見募集 企業会計審議会総会・第7回会計部会合同会合が開催される(2246号ニュース参照)
9日	経産省、デジタルガバナンス・コードを公表
11日	金融庁、「監査基準の改訂に関する意見書」及び「中間監査基準の改訂に関する意見書」を公表
12日	ISS、2021年版議決権行使助言方針を公表
24日	法務省、会社法改正に伴う法務省関係政令および会社法施行規則等の改正に関する意見募集結果を公表 法務省、商業登記規則等の一部を改正する省令案で意見募集 グラス・ルイス、2021年版議決権行使助言方針を公表
25日	全株懇、株主総会等に関する2020年度全株懇調査報告書を公表
27日	会社法施行規則等の一部を改正する省令(令和2年法務省令第52号)等が公布される
12月	
1日	成長戦略会議、実行計画を取りまとめる
4日	法務省、会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令案で意見募集(総会資料のウェブ開示事項の時限的拡大)
10日	自民党、公明党、令和3年度税制改正大綱を公表
17日	東証、「令和元年会社法改正に伴う上場制度の整備について」を公表

は、近時における公開買付けの動向を踏まえた運用の明確化を図るものです。本誌では立案担当者解説である、④鳥崎征夫ほか「他社株買付府令等の改正および公開買付けに関するQ&A追加等の解説」二二四五号四頁を掲載しました。

二月二十五日に令和元年改正独禁法(令和元年法律四五号)が施行され、調査協力減算制度や判別手続など、事業者・事業者団体に影響の大きい新制度が導入されます。当会では会員解説会として、立案担当者講師とする、④山本大輔「令和元年改正独占禁止法の施行に伴う新制度について」を配信しています。

2 短文解説記事の充実

A そのほか本年は、速報性を重視すべきテーマ、要点整理を重視すべきテーマなどに関して、通常の論稿よりも短い分量での解説記事を多く掲載した(図表6)。読者の皆様にはより詳細な情報収集へのきっかけとしてご活用いただきたい。

八 司法判断・裁判関連

A 司法判断・裁判、個別企業学界関連のトピックと当会・本誌の取組みについても紹介してもらいたい。

C まず、司法判断・裁判について

ては、毎月二五号で掲載する本村健ほか「新商事判例便覧」で公刊された裁判例を紹介しています。そのほかに、巻末のニュース欄内の「裁判情報」で公刊前の裁判例について紹介を行っています。本年の「裁判情報」では、みずほフィナンシャルグループ元取締役らに対する株主代表訴訟についての東京地裁判決(二二二九号六七頁)、日本生命と三井生命(現大樹生命)の経営統合をめぐる価格決定事件についての最高裁判決(同号六九頁)、積水ハウス株主による同社定時株主総会の開催禁止を求める仮処分命令の申立てについての大阪地裁判決(二二二二一〇号六七頁)、臨時株主総会の開催禁止の仮処分命令申立てに関する乾汽船と招集株主の和解(同号六八頁)、国際石油開発帝石の公募増資をめぐるインサイダー取引に関する課徴金納付命令取消請求事件についての東京高裁判決(二二二四二二〇号六四頁)、アドバネクス株主総会決議不存確認等請求事件の最高裁判決(二二二四二二〇号六四頁)、ユニバーサルエンターテインメント元代表取締役に対する損害賠償請求事件についての東京高裁判決(二二四七号六五頁)を紹介しました。

また、アドバネクス株主総会決議不存確認請求事件に関連して、④北村雅史「事前の議決権行使と株主総会への『出席』の意味——東京高判令和元年一〇月一七日を手がかり

として」二二二二四頁を掲載しています。

九 個別企業関連

B 今年もさまざまな個別企業関連の動きがありました。上半期には、オフィスサポートによる東芝機械へのTOB、昭和電工による日立化成へのTOBなど、下半期には伊藤忠商事によるファミリーマートのTOB、NTTによるNTTドコモへのTOB、ドンキホーテHD前社長による取引推奨規制違反の疑いなどに注目が集まりました。

C 本誌では、昨今の対象者の賛同を前提としない公開買付けの増加を踏まえて、④岡野辰也「西村修一「公開買付け実務の新潮流——いわゆる敵対的公開買付けに関する一考察」二二二〇号二頁を掲載しました。また、公開買付けに関しては、対象会社による配当に対する買付価格の引下げを認める立法による対応の必要性を主張するとともに、仮に改正をするとした場合の立法論上の論点を検討する④飯田秀隆「対象会社による配当と公開買付価格の引下げ」二二二二四頁を掲載しました。

さらに、東芝機械へのTOBに関連して、④太田洋ほか「東芝機械の『特定標的型・株主判断型』買収防衛策について——いわゆる有事導入型買収防衛策の法的論点の検討」二

〔図表6〕 2020年の短文解説記事（例）

- ・三笠裕ほか「〈緊急連載〉新型コロナウイルス感染症への法務対応」2224号24頁～2229号51頁
- ・神田秀樹＝澤口実＝渡辺邦広「〈小特集〉新型コロナウイルスと『総会開催』の考え方」2230号57頁
- ・中谷慎太郎「『公正なM&Aの在り方に関する指針』を踏まえた開示状況の概要」2240号39頁
- ・桑原一敬「『会計基準の選択に関する基本的な考え方』の開示内容の分析の解説」2242号49頁
- ・宮内優彰「バーチャル株主総会についての展望と課題——経団連提言の構成に沿って」2244号46頁
- ・酒井功「〈ガバナンス・サミット2020〉パネルディスカッション『今こそあらためて問う！取締役会の在り方・機能・権限』の要旨」2247号46頁

二四〇号一〇頁・二二四一号三八頁および④飯田秀総「買収防衛策の有事導入の理論的検討——公開買付けの強圧性への対処」二二四四号四頁を掲載しました。

なお、読者ヒアリングの結果を踏まえ、来年上半年期には、M&A、コンプライアンス、開示不正・金商法上の不正取引等の各テーマについて、

て、二〇二〇年を中心とする直近の個別の企業事件等のトピックの紹介と、そこから実務上の示唆を得るための連載を予定しています。

一〇 学界関連

B 本年は、新型コロナウイルス感染拡大第一波の影響が学界にも及びました。本誌との関連では、例年八月二十五日号にシンポジウム（商法）の講演資料を掲載している日本私法学会の二〇二〇年度大会が中止となりました。

C そこで、本年シンポジウムの講演資料の掲載は行っていないません。他方で、同学会ミニ・シンポジウムとして予定されていた報告について報告論文は、④「連載」保険法施行一〇年——理論的課題と展望」二二四三号六頁～二二四六号一四頁として掲載しました。

また、東京大学比較法政シンポジウムの講演録は例年どおり、④「連載」上場会社を取り巻くガバナンス法制等の最新動向と先端実務——日本企業の国際競争力強化に向けて」二二三二号四頁～二二三八号七三頁として掲載しました。

さらに、当会は創立五〇周年を記念して「商事法務研究会賞」を設け、毎年、若手の法学研究者・法律実務家の養成を目的として、学術的に特に優れた研究成果に対して、褒賞金を

を贈呈し、その功績を表彰しています。本年も本誌上で、受賞論文発表（⑤）「第一六回『商事法務研究会賞』受賞論文発表」本誌二二四八号六四頁）を行いました。今年の受賞者は、岡成玄太氏・津野田一馬氏・土岐将仁氏の三名でした。

一一 おわりに

A 以上で本年のハイライトを終わろうと思う。お忙しい読者の皆様におかれては、ご紹介した各記事を読み込んでいただければもちろんありがたいが、気になったものを眺めていただくだけでもうれしい。良質な情報には、眺めるだけでも何か心に残るものがあると思う。そのような経験の繰り返しの中で、本誌に親しみを覚えていただければなおうれしい。来年もそのような良質な情報提供に努めることとお約束し、締めあいさつとしたい。